

安倍内閣の合憲主張が我が国を代表する法律の専門家によつて否定されていることに関する質

問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



安倍内閣の合憲主張が我が国を代表する法律の専門家によって否定されていることに関する質

問主意書

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における平成二十七年九月八日の参考人意見陳述において、伊藤真弁護士が、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使の法理が存在するという安倍内閣の合憲主張について、「四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことは、当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されているものであります」との旨断言をなさっているが、安倍内閣の見解如何。

右質問する。

